

「事件・事故等に係る情報の公表に関するガイドライン」の策定について

このたび、区の事業執行上等において発生した事件・事故等に係る情報の公表に関するガイドラインを別紙のとおり策定しましたので、報告します。

1 目的

区の事業執行上等において発生した事件・事故等に係る情報の公表に関する基本的な考え方や判断の目安等を明らかにすることで、区政運営の透明性の向上を図るとともに、事件・事故等の発生に際し、迅速かつ正確な公表を行うことで、被害や混乱の最小化と区としての説明責任を果たし、区民等の不安の解消及び区政への信頼の維持・回復につなげることを目的とする。

2 公表の対象とする事件・事故等

以下の(1)から(3)のうち、被害等の態様や程度、社会的影響の大きさ、法令との関係、再発防止・類似被害防止の必要性等を勘案し、緊急性や重大性が高いと区が判断した事件・事故等については、原則として公表する。その他、被害等が発生しなかった事件・事故等であって、区民等の身体・生命に重大な被害等が発生する可能性があったものについては、区の説明責任及び再発防止等について考慮の上、必要と認めるときには、公表する。

- (1) 区民等の生命・財産等に直接、損害を与える事件・事故等
- (2) 区民等に不安・不信を与える事件・事故等
- (3) 区の組織・財政に損失を与え又は区の信用を失墜させる事件・事故等

3 公表の例外

以下の(1)から(3)については、非公表又は一部削除若しくは一般化して公表することができる。ただし、非公表等とした事件・事故等についても、その後の事情の変化により公表ができるようになった場合は、その時点で公表する。

- (1) 公表することにより被害者等に不利益をもたらすおそれがある場合
- (2) 公表することにより警察等の捜査や裁判等に支障をきたすおそれがある場合
- (3) 公表することにより区の事業運営に支障をきたすおそれがある場合

4 その他

公表内容や公表方法等については別紙のとおり。また、本ガイドラインは令和8年4月1日から運用を開始する。

事件・事故等に係る情報の公表に関するガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、区の事業執行上等において発生した事件・事故等に係る情報の公表に関する区の基本的な考え方及び判断の目安等を示すことにより、区政運営の透明性の向上を図るとともに、事件・事故等の発生に際し、当該事件・事故等の概要その他被害の拡大及び二次被害の防止等に資する情報並びに再発防止策等を迅速かつ正確に公表することで、被害及び混乱の最小化と区としての説明責任を果たし、もって区民等の不安の解消及び区政への信頼の維持・回復につなげることを目的とする。

(公表の対象とする事件・事故等)

第2条 次の各号に掲げる事件・事故等のうち、被害等の態様や程度、社会的影響の大きさ、法令との関係、再発防止・類似被害防止の必要性等を勘案し、緊急性や重大性が高いと区が判断したものについては、原則として公表するものとする。

- (1) 区民等の生命・財産等に直接、損害を与える事件・事故等
 - (2) 区民等に不安・不信を与える事件・事故等
 - (3) 区の組織・財政に損失を与え又は区の信用を失墜させる事件・事故等
- 2 前項の規定によるもののほか、被害等が発生しなかった事件・事故等であって、区民等の身体・生命に重大な被害等が発生する可能性があったものについては、区の説明責任及び再発防止等について考慮の上、必要と認めるときには、公表するものとする。
- 3 前2項の規定により公表する事件・事故等の種類及び判断の目安等は、別表のとおりとする。

(公表の例外)

第3条 公表すべき事件・事故等に係る情報が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該情報を非公表又は一部削除若しくは一般化して公表することができるものとする。ただし、事情の変化等により次の号に掲げる場合のいずれにも該当しなくなったときは、当該情報を公表するものとする。

- (1) 公表することにより被害者等に不利益をもたらすおそれがある場合
- (2) 公表することにより警察等の捜査や裁判等に支障をきたすおそれがある場合
- (3) 公表することにより区の事業運営に支障をきたすおそれがある場合

(公表内容)

第4条 公表する情報は、事件・事故等の発生状況、被害状況及び原因、今後の対応方針並びに再発防止策を基本とする。

なお、第1報として事件・事故等の発生そのものを速やかに公表する場合は、不明・未定の事項があっても、速報性を優先し、当該事項を除いて公表するものとする。

(公表方法)

第5条 事件・事故等に係る情報の公表は、原則として、報道機関への情報提供(プレスリリース)によるものとし、併せて当該情報を区ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、区民や報道機関等の関心が特に高いと考えられる事件・事故等であって、区民や報道機関等からの取材への個別対応が困難となると認められるものについては、区長による記者会見等を行うものとする。

(公表時期)

第6条 公表に当たっては、事件・事故等の詳細を把握できない場合であっても、速報性を優先し、その時点で把握している「事実」について、原因等を調査中である旨も含めて、できるだけ速やかに「第1報」として公表するものとする。

また、第1報の後に把握できた詳細な内容、状況の変化や対応策の決定・実施等については、第2報、第3報として継続的に公表を行うことにより、区民に不安や混乱を招かないよう努めるものとする。

なお、区ホームページにおける掲載の期間については、「お知らせ」のページについては掲載から概ね1年間、「報道機関への情報提供」のページについては掲載から概ね10年間を目安とする。ただし、掲載期間について他に基準等がある場合については、当該基準等に従うものとする。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係) 事件・事故等の種類と判断の目安

本表に記載の項目は例示であり、記載以外の事件・事故等についての公表を妨げるものではなく、ガイドライン第2条及び第3条に基づき、個別に公表について検討する。

No.	種類	判断の目安(目安が複数あるものはいずれかに該当すれば公表)
A 事務処理における誤り		
1	書類・名簿等の紛失	個人情報が第三者に漏洩し、区民等への影響が多である場合 (件数が多数に及ぶ場合や書類等の再現が不可能な場合など)
2	送付物の誤発送・誤投函	
3	メール・FAXの誤送信	
4	書類・名簿等の誤廃棄	区民等に影響があり、書類・名簿等が復旧できないなど対策を講じることが困難な場合
5	証明書等の誤交付・誤発行・誤記載	速やかに訂正ができないなど対策を講じることが困難な場合
6	公金・公物の不適正な取扱い	区への損失が大きい場合
7	収入・支出における誤り (税、保険料、手当、補助金等)	速やかに返還や支給ができないなど対策を講じることが困難な場合
B 区立施設及び事業運営^{※1}における事件・事故		
8	利用者等の死傷等	被害者の症状が中等症 ^{※2} 以上で、区の管理責任が疑われる場合
9	区立保育施設、小中学校、児童館、福祉施設等における安全管理上のミス	被害等はなかったが、区民等の身体・生命に重大な被害等が発生する可能性があり、区の管理責任が疑われる場合
10	庁有車等での人身事故	被害者の症状が中等症以上で、区職員 ^{※3} による加害事故の場合
11	施設等の火災等	①死傷者が発生した場合 ②休館や中止等、区民等の利用に大きな影響がある場合
12	ホームページ、業務システムの不具合等	杉並区情報セキュリティインシデントに関する緊急即応体制(CSIRT)管理運営要綱
C 区や区民等に対する不法・不正行為等		
13	証明書等の不正取得	①区や区民等が重大な損害を受けた場合や区民等への影響が多である場合 (件数が多数に及ぶ場合や被害額が大きい場合など) ②公表することにより犯罪の抑止効果が期待できる場合
14	手当・補助金等の不正請求	
15	職員や調査員をかたった詐欺行為	
16	区が保有する備品等の破損・盗難	
17	爆破予告	警察と協議の上、区民に事前周知が必要と判断した場合
D 区職員の非違行為		
18	区職員の非違行為	①警察に逮捕された場合 ^{※4} ②非違の程度が著しい事案により懲戒処分を行った場合

※1 委託事業者及び指定管理者が実施した区の業務を含む。

※2 生命の危険はないが入院を要するもの。

※3 正規職員(再任用含む)、会計年度任用職員、任期付職員、特別職に加え、区の業務を受託した事業者の職員、指定管理者の職員を含む。

※4 公表内容等は警察発表に準ずる。

注1 いずれの事案においても、警察が関与する事項の公表については、警察と協議の上、決定するとともに、捜査協力を優先する。

注2 本表に記載の項目のほか、感染症の発生については「国の基本方針及び東京都の感染症対策の手引き」、食中毒の発生については「杉並区食品衛生法違反者等の公表取扱要綱」の規定による。